

# 申告書確認表【留意事項】

平成31年4月1日以後開始事業年度等分  
外国法人用

項 目	No.	確 認 内 容	留 意 事 項	
P /L ・B /S ・勘定科目内訳明細書	評価損等	49	有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を別表四で加算していますか。	資産の評価損を計上するに当たっては、物損等の事実や法的整理の事実が生じているかを確認する必要があります。
	特別損失 雑損失等	50	損金の額に算入されない租税公課、罰科金等の額を別表四で加算していますか。	租税公課及び罰科金以外に、裁判手続のうち刑事訴訟手続を経て外国又は外国の地方公共団体により課される罰金又は料料に相当するものについても、別表四で加算する必要があります。
消費税及び地方消費税の申告書（一般用） ・添付書類	資産の譲渡等	51	申告書①欄の金額は、付表2-1①のD欄、E欄、付表2-2①のA欄、B欄、C欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか（申告書⑤欄又は付表2-1若しくは2-2①の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。）。 なお、本店等との間の内部取引は資産の譲渡等に含まれません。	法人税の申告に当たって、課税売上げに係る申告調整がある場合には、調整した後の金額を記載する必要があります。
		52	付表2-1⑥F欄の金額には、有価証券の譲渡対価の5%に相当する金額、土地等の譲渡対価の金額及び受取利息の金額を含めていますか。	非課税売上額に誤りがある場合には、課税売上割合が変動し、控除対象仕入税額の計算に誤りが生じることがあります。
	控除税額	53	課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。	個別対応方式を選択した場合には、課税仕入れに係る消費税額を、課税売上げにのみ要するもの、非課税売上げにのみ要するもの並びに課税売上げ及び非課税売上げに共通して要するものに区分する必要があります。
		54	付表1-1⑥のD欄、E欄は、貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の6.24/108、7.8/110相当額を、同X欄は、付表1-2⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。 また、不課税又は非課税取引（貸付金等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。	貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の5/105、8/108又は10/110相当額を記載した場合（地方消費税額を含めた場合）には、貸倒れに係る税額が過大となり、控除税額の計算に誤りが生じることがあります。
		55	付表2-1⑩のD欄、E欄は、⑨のD欄、E欄の金額に6.24/108、7.8/110を乗じた金額を記載していますか（又は、付表2-1⑩X欄は、付表2-2⑨のA欄、B欄、C欄の金額に3/103、4/105、6.3/108を乗じた金額の合計額を記載していますか。）。	課税仕入れに係る支払対価の額（税込額）の8/108又は10/110相当額を記載した場合（地方消費税額を含めた場合）には、課税仕入れに係る消費税額が過大となり、控除税額の計算に誤りが生じることがあります。
	特定課税仕入れ（リバースチャージ方式）	56	課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れ（例えば、国外事業者が行うネット広告の配信等）がある場合、課税標準額等の内訳書の⑧～⑩欄に特定課税仕入れに係る支払対価の額を記載していますか。	承認を受けた課税売上割合に準ずる割合が95%以上であっても、課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れがある場合には、リバースチャージ方式による申告を行う必要があります。
		57	上記の場合、付表2-1⑫E欄は、同⑪E欄の金額に7.8/100を乗じた金額を記載していますか（又は、付表2-1⑫X欄は、付表2-2⑫C欄の金額に6.3/100を乗じた金額を記載していますか。）。	特定課税仕入れに係る支払対価の額には消費税額等に相当する金額は含まれていませんので、7.8/100又は6.3/100を乗じることとなります。